



# 鳥取県公報

平成 19 年 9 月 3 日 (月)  
号外第 1 3 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 (79) (住宅政策課) . . . . . 3
- ◇ 告 示 平成 19 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度  
(741) (森林保全課) . . . . . 5

## ==== 公布された規則のあらまし =====

## 宅地建物取引業法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

宅地建物取引業の免許に係る申請等を電子申請によっても行うことができることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 宅地建物取引業法に基づく知事に対する申請、届出その他の手続は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用する場合を除き、総合事務所長を経由することができることとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第79号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和40年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県宅地建物取引業法施行細則</u></p>	<p><u>宅地建物取引業法施行細則</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）及び宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）及び宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p>
<p>（宅地建物取引主任者資格試験受験申込書）</p> <p>第3条 法第16条第1項の宅地建物取引主任者資格試験を受けようとする者は、様式第1号による受験申込書を知事（<u>鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された住宅政策課の長。以下同じ。）</u>）に提出しなければならない。</p>	<p>（宅地建物取引主任者資格試験受験申込書）</p> <p>第3条 法第16条第1項の<u>規定による宅地建物取引主任者資格試験を受けようとする者は、</u>様式第1号による受験申込書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>（書類の経由）</p> <p>第5条 法及び省令の規定により知事に提出する書類は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出する場合を除き、提出しようとする者の主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長（主た</u></p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第5条 法及び省令の規定により知事に提出する書類は、主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長（主たる事務所が、八頭郡に所在する場合にあっては<u>東部総合事務所長、日野郡に所在する場合にあっては西部総合事務所長</u>）を<u>経由しなければならない。</u></p>

る事務所が、八頭郡に所在する場合にあっては東部  
総合事務所長、日野郡に所在する場合にあっては西  
部総合事務所長。)を經由することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 鳥取県告示第741号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の平成19年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成19年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源のかん養	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	922.79
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,649.16
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,710.19
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	761.08
	日野地区	日野郡日南町及び同郡日野町	1,744.32
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	186.31
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	60.80
	岩美	岩美郡岩美町	105.18
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	15.26
	八頭	八頭郡八頭町	21.64
	三朝	東伯郡三朝町	52.37
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	45.14
	琴浦	東伯郡琴浦町	46.24
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	46.64
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	13.30
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.76
	江府	日野郡江府町	4.56
干害の防備	高路	鳥取市高路	13.38
	赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水谷	鳥取市鹿野町水谷	0.92
	本宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志津	倉吉市志津	0.30
	栗尾	倉吉市栗尾	1.82
	大原	倉吉市大原	0.68
	長谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68

	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.72
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1.48
	孝 靈 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝靈山	14.42
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	84.89
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34.36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	11.28